5相 続 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成11年中に相続又は遺贈により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成12年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成10年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

- 1 用語の説明
- (1) 加算贈与財産価額

相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。

(2) 2 割加算額

相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。

(3) 納 税 猶 予

相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差し引いた残額が、20年間納付を猶予される。

2 相続税の主な控除(1) 税 額 控 除 イ 贈 与 税 額 控 除

相続税額から控除される金額。

ロ配偶者の税額軽減

加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。

配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額(その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円)と配偶者の課税価格(実際取得額)とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除され

八未成年者控除

る。

未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。

二障 害 者 控 除

障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ 法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年に つき6万円(特別障害者の場合には12万円)の割で計算した金額が、 相続税額から控除される。

木相次相続控除

被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続 税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗 じて算出された金額が、相続税額から控除される。

(2) 遺産に係る基礎控除

5,000万円と、1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

相	続	税	Ø	税	率	
800万円を超え 1,600万円を超え 3,000万円を超え 5,000万円を超え 1億円を超え 2億円を超え 4億円を超え	1,600万円以下 3,000万円以下 5,000万円以下 1億円以下 2億円以下 20億円以下	の金額・の金額の金額の金額の金額額の金額額の金額額の金額額の金額の金額の金額の金額の金額				• • • • 20%

5 - 1 課 税 状 況

(1) 課税状況

(. /		X	3	分		相	続人	、の	数	金	額
									人		千円
取	得	財	産	価	額			8	, 299		607,402,926
債	務	扫	空	除	額			3	, 957		54,389,614
加	算 贈	与	財	産 価	額				918		2,518,627
	課	税	価	格			実	8	, 264		555,528,350
		(算	出	税	額			8	,009		78,588,103
相	続 税 額	2	割	加算	額				282		252,691
		l	İ	計			実	8	,009		78,840,794
		(贈		与	税				283		222,334
		配		偶	者			1	,588		24,082,711
		未	成	年	者				117		40,541
税額	頁控除等 ·	障	!	害	者				140		147,905
		相	次	相	続				331		606,227
		外	国	税	額				8		7,700
		(i	計			実	2	, 359		25,107,416
差		引	杉	Ź	額		実	7	,018		53,733,074
納	税	ði	酋	予	額				387		6,938,273
	納	付	税	額			実	6	,874		46,794,801
災	害 減 免	法に	よる	免除税	額				-		-
遺	産に	係る	基礎	整控 除	額			2	,836		237,070,000

調査対象 平成11年中に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理(更正、 決定等)による課税事績

調査時点 平成12年10月31日

- (注)1 「相続人の数」欄の「実」は、実人員である。
 - 2 「遺産に係る基礎控除額」欄の人数は、被相続人の数である。

(2) 課税状況の累年比較

()							
区分	課	锐 価 格	相続税額	税額控除	納付	寸 税 額	被相続人
	相続人の数	金額	11日 約11 17九 合具	作儿 台京 J工 P示	相続人の数	金 額	の数
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成7年分	7,532	532,066,290	79,434,776	23,463,022	6,559	47,283,247	2,508
8	7,834	553,023,393	85,818,176	27,960,761	6,553	49,478,186	2,570
9	7,945	555,798,379	85,135,481	27,242,563	6,709	49,288,740	2,657
10	7,811	522,971,566	75,944,500	23,604,299	6,811	45,111,951	2,583
11	8,264	555,528,350	78,840,794	25,107,416	6,874	46,794,801	2,836

(注) 「(1)課税状況」を累年比較したものである。「相続人の数」欄の「実」は、実人員 である。

(3) 加算税の状況

	X	分		過少申告	占加 算 税	無申告	加算税	重加	算 税
		71		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
				人	千円	人	千円	人	千円
本	左	F	分	180	25,126	55	11,250	43	81,699
過	生	F	分	2,132	361,179	154	44,102	400	568,554
	合	計		2,312	386,305	209	55,352	444	651,588

調査対象 本年分 平成11年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成12年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績

過年分 平成10年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成11年10月1日から平成12年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を平成9年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者については、平成11年7月1日から平成12年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績

(4) 申告及び処理状況

		課	——— 税	価	格	納	付	税	額		
	区分		人の数	金	額	相続人		金	額	被相約	続人の数
			人		千円		人		千円		人
	申 告 額		8,249	552,	620,409		6,834	46,3	04,799		2,836
本	修正申告による増差額		288	3,	581,494		471	6	86,363		167
年	更正による増差額		-		-		2		159		1
—	更正等による減差額		42		673,553		66	1	96,520		31
分	決 定 額		-		-		-		-		-
	計	実	8,264	555,	528,350	実(6,874	46,7	94,801	実	2,836
	申 告 額		175	7,	751,726		151	3	72,135		74
過	修正申告による増差額		1,902	26,	565,695	:	2,927	5,2	98,808		1,044
年	更正による増差額		14		334,165		25		66,471		12
_	更正等による減差額		244	2,	237,571		329	5	69,703		165
分	決 定 額		1		270,532		1		51,030		1
	計	実	200	32,	684,547	実	390	5,2	18,740	実	75
	申 告 額		8,424	560,	372,135	(6,985	46,6	76,934		2,910
合	修正申告による増差額		2,190	30,	147,189	;	3,398	5,9	85,172		1,211
	更正による増差額		14		334,165		27		66,630		13
±⊥	更正等による減差額		286	2,	911,124		395	7	66,223		196
計	決 定 額		1		270,532		1		51,030		1
	計	実	8,464	588,	212,897	実	7,264	52,0	13,542	実	2,911

調査対象 「(3)加算税の状況」と同じである。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 税務署別課税状況(本年分)

(5)	稅稅	诸 列]誅不	<u>说状况(本年分)</u>	/ TT 15	, <u> </u>	14 -	T
	署	名		課 <u>税</u> 人 員		納 <u>付</u> 人 員	税額	被相続人の数
-								λ.
島			Ħ∇	186	11,517,951	163	1,141,510	58
鳥米倉鳥			取子吉計	192	11,446,424	158	816,285	60
倉			놤	92	5,683,780	79	558,275	28
鳥	取	県	計	470	28,648,155	400	2,516,070	146
							, , , , , , ,	
松			江	183	11,319,103	135	853,839	60
浜			田	45	2,807,380	39	176,890	18
出			雲田	122	6,496,889	98	330,656	40
益	_		出	34	3,433,566	29	688,119	13
卫	見	大	田田	×	X 0.057.040	×	X 070 050	×
松浜出益石大西島			東	26	2,657,348	21	378,856	8
	根	県	郷計	× 426	27,378,844	× 335	2,446,658	× 144
罒	1118	ᇧ	пΙ	420	21,310,044	333	2,440,000	144
岡	Щ		東	365	26,119,095	317	2,354,901	118
岡	ili		東西寺島敷	550	38,225,008	428	3,198,940	203
洒	山大		똪	57	5,327,249	49	1,216,089	22
児			島	47	2,431,346	43	142,655	17
倉				656	47,587,938	529	2,577,795	232
玉			島	153	9,489,271	119	483,770	58
津			Щ	122	6,392,090	97	279,212	39
岡西児倉玉津玉笠高新瀬			野岡梁見戸世計	120	6,603,858	90	301,272	42
笠			间	63	4,056,037	55	323,089	21
局			梁	15	655,014	14	29,289	4
抓			昱	11	1,565,628	10	274,517	4
次			<u> </u>	77 29	4,397,503 1,563,605	63 22	252,588	29 9
久岡	Щ	県	計	2,265	154,413,642	1,836	86,037 11,520,154	798
رسا	щ	ᅎ	п	2,203	134,413,042	1,000	11,320,134	130
広	島	i	東	268	19,062,631	243	2,395,665	88
広広広広	島	i	東南	234	15,836,936	208	1,683,915	75
広	島島	i	西北	421	28,789,767	372	2,563,790	142
広	島	i	北	568	47,526,897	493	5,414,859	185
١	呉	:		228	16,509,739	197	1,554,966	79
<u>177</u>			原	41	1,922,311	35	121,328	13
듵			原道	84	3,579,123	76	165,151	22
竹三尾福			坦山	170 516	11,005,301	143 442	778,866	63 177
仲			中	139	34,156,416 11,417,079	113	2,610,869 1,035,081	50
			次	31	1,997,066	27	79,157	13
庄			原	42	3,591,845	38	612,859	16
茜			条	191	13,050,879	162	1,155,761	71
廿	日		市	346	22,447,662	290	1,680,138	119
海			田	277	17,450,571	230	1,133,914	98
府三庄西廿海吉広	_		次原条市田田計	21	1,037,301	18	40,642	7
厶	島	県	計	3,577	249,381,524	3,087	23,026,961	1,218
_			旨自	404	15 570 000	400	1 670 607	70
下宇山			関部	181	15,573,088	160 160	1,672,637	70 100
			品品	275 201	16,653,404 11,848,098	169 164	1,353,586 647,411	100 70
۱"	萩	;	П	72	5,133,380	60	438,922	26
徳	ተሃ	•	山	280	15,364,744	237	832,567	87
徳防岩			府	160	8,425,259	139	436,036	55
岩			国	171	12,546,434	141	1,200,777	59
	光			69	3,418,426	55	143,071	24
長			門	41	1,737,088	31	64,046	11
柳			#	51	3,804,394	38	465,795	19
長柳厚山	_	.=	并 禁 計	25	1,201,870	22	30,112	9
Ш	П	県	計	1,526	95,706,185	1,216	7,284,958	530
A	<u>~</u> ~		≟ ∔	0 264	555 500 250	£ 074	46 704 904	2 026
L±	<u> </u>	Γ / 1	正正	8,264 税状況」を署別	<u> 555,528,350</u> こ示したものである	6,874	46,794,801	2,836

(注) 「(1)課税状況」を署別に示したものである。

5-2 相続財産種類別・階級別状況

(1) 相続財産種類別状況

(1)	財	でり 圧 産		等		の	種	i 3	類	7	被相	続	人の数	取	得	財	産	価	額
	76.7		_	٠,5			1=		·^		1/A 1F	טפית	7 47 22	٧	1,1	אט	<u>/</u>	тич	千円
		(田	(耕	作札	霍 及	び永	小作	権をお	含む)				1,171				68,	314,	
		畑	(耕	作札	霍 及	び永	小作	権をお	含む)				1,249				34,	038,	180
土	地〈	宅	地	(借	地	権を	E 含	む))			2,680			2	234,2	256,	199
	1만 1	山							ħ	木			1,019				3,4	488,	042
		そ		の		他	の	土	t	也			788				21,3	343,	809
		(計	-				実		2,744			3	361,	940,	471
		_								,									
家		屋		`		構		築	7	勿			2,565				29,	435,	825
		土地北	械器	! 目	=	耕具、	ا ۱ ا	う器	、備品	_			493					926,	717
_	गार		祝品品			製品、		りる 料、農					146					920, 338,	
事 (農	業 業)	売	10、:	₹₩	· +	·表吅、 掛		ሳተ 、 ਨ		立 全			127					336, 396,	
用財	産	んそ		の		他	の	財		至			242					768,	
				0,		計		ניא	12	_	実		641					230,	
		-				н					_		041				т,	_00,	
		/ 特	定「	司族	亲 会	社の	株式	じ及て	が出う	資			616				21,	191,	335
	/π	同	上	以	外	の株	:式	及び	出資	資			1,792				17,3	331,	859
有証	価 券	公		債		及	び	社		責			459				5,	791,	648
HTT.	77)	投	資	•	貸	付 信	託	受 益	証	券			473				7,3	332,	771
		l				計					実		2,111				51,0	647,	613
現	金	Ž	•		預		貯	金	ŧ	等			2,818			1	100,	218,	141
家		庭			用		郥	,	2	産			2,046				1 /	052,	622
3		以上			т		*	Ú)2	*			2,040				١,١	JJZ ,	032
		(生		命		保	険	金	Ę	等			560				20.	168,	468
		退	職							等			291					410,	
その		立								木			280					908,	
	圧	立 そ				σ)			也			2,349				22,	370,	697
		l				計	-				実		2,442				55,8	357,	927
			合				計				実		2,836			6	604,3	383,	080
/主									5	2.47			0.070				40	20.4	- 1 1
債			_+				弗			务 T			2,373					664,	
葬			式				費		F	Ħ			2,773				5,0	672,	704
			合				計				実		2,819				54,3	337	244
			1				н				_		2,010				J 1, 1	,	¬
差	弓	l	純		資		産	価	莙	頚			2,836			5	550,0	045,	836
加	算	ļ	贈	与	ī	財	産	価		頚			451				2,	578,	137
		_				_													
	ii 杏 讨 象			税				格に上げ			美	- 老に	2,836	区成12名			52,6		

調査対象 平成11年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成12年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

⁽注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 相続財産価格階級別状況

課税価格階級	被相続人の数	課税	価 格	左のうち加算贈与 財 産 価 額		法定相続人数
	人		千円	千円	千円	人
1 億円以下	595	50	,122,401	131,168	638,555	1,481
1 億 円 超	1,420	198	,640,024	878,998	6,904,766	4,912
2 億 円 超	453	109	,363,625	777,423	7,995,878	1,670
3 億円 超	234	89	,256,620	339,775	10,008,014	897
5 億円 超	72	42	,438,641	177,675	6,281,861	312
7 億 円 超	44	35	,637,825	70,232	6,438,236	172
10 億 円 超	15	19	,684,250	112,865	5,437,211	49
20 億 円 超	3	7	,477,023	90,000	2,600,279	12
合 計	2,836	552	,620,409	2,578,137	46,304,799	9,505

調査対象 平成11年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成12年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(3) 法定相続人員別被相続人の数

				法	定	相	続	人	員	別	被	相	続	人	数
	X		分	0人のもの	1人の もの	2人の もの	3人の もの	4人の もの	5人の もの	6人の もの	7人の もの	8人の もの	9人の もの	10人の も の	10人超 のもの
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	億	円	以下	6	101	194	192	102	-	-	-	-	-	-	-
1	億	円	超	-	60	240	488	387	158	54	24	6	1	1	1
2	億	円	超	1	18	58	138	144	57	19	8	4	5	-	1
3	億	円	超	-	4	24	75	69	38	15	8	1	-	-	-
5	億	円	超	-	2	7	12	22	14	9	4	1	-	-	1
7	億	円	超	-	1	4	13	14	8	3	-	-	-	1	-
10	億	円	超	-	-	2	7	6	-	-	-	-	-	-	-
20	億	円	超	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
	合		計	7	186	529	926	745	276	100	44	12	6	2	3

(注) この表は、「(2)相続財産価格階級別状況」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。